

月例研究会（2013年12月18日）

## 無償労働の評価とジェンダー平等政策

—内閣府による2011年データに基づく家事労働等の評価結果を受けて

橋本美由紀

本報告は、内閣府による2011年データに基づく家事労働等の評価結果を受けて、改めて無償労働評価について考え、評価結果をジェンダー平等政策に活かす方向性を検討するものである。

ここで無償労働とは、世帯員が行う家事、育児、介護、およびボランティア活動等のことである。活動の内容については国によって（特に先進国と途上国では）相違がある。

内閣府による『家事活動等の評価について—2011年データによる再推計』（2013年6月21日に公表）は、無償労働時間を把握するために、総務省「社会生活基本調査」を利用している。この調査ではプリコード方式とアフターコード方式の両方が採用されている。同報告書では、過去の推計値との比較を可能とするため、プリコード方式による推計を用いて、日本全体での時系列比較を男女別・年齢階層別、有業・無業別、配偶関係別に推計し、さらにアフターコード方式による推計も行っている。このアフターコード方式は分類項目が多い分よりきめ細かく行動をチェックできるので、この方式による推計の方がより詳細となる。報告者としてはアフターコード方式による推計をもっと活用していくべきであると考えた。

2011年時点の無償労働の貨幣評価額の推計額は、プリコード方式の時間データを使用した場合、機会費用法（OC法）で138.5兆円、代替費用法スペシャリストアプローチ（RC-S法）で108.2兆円、ジェネラリストアプローチ

（RC-G法）で97.4兆円、アフターコード方式の場合は、OC法では179.1兆円、RC-S法では145.7兆円、RC-G法では125.3兆円となり、どの推計でもプリコード方式での結果よりも大きくなっている。

それでは無償労働評価をどのように政策に活かすのか。報告者が無償労働に関してこれまで検討した諸政策は、必ずしも複雑・高次の貨幣「評価」を必要とせず、例えば、生活時間量のある程度正確に示すことで足りる場合があるように思われる。そこで、政策種類別に必要な無償労働の評価データは何かを整理することを行った（橋本 2010）。①ほとんどの関連政策において少なくとも無償労働の時間による評価、すなわち生活時間調査が必要である。②無償労働の貨幣評価まで必要な場合を示した。例えば、家族政策の出産休暇や育児休暇等においては休暇にともなう補償に関連して、休暇中の無償労働の評価は有意義な場合がある。③世帯サテライト勘定までの評価に進んだフィンランドの研究を参照すると、この形でのジェンダー平等政策にとどまらない、広い社会・経済政策とつながる形での発展の可能性がある。

今回の報告書の1頁目には、「今回の推計作業は男女共同参画局の協力を得ながら行った」とあるが、実質的には報告書と男女共同参画白書を同日に公表し、白書には家事活動の評価についての記事を記載したに過ぎない。また、今回は研究会も設置されなかった（男女共同参画局より報告者確認）。

無償労働評価に関しては、まず、その調査と推計結果を継続して出すことが重要である。しかし、同時にその目的を明確にし、また、推計結果を使った試算、例えば育児・介護政策に役立つような試算を行うべきである。ここには男女共同参画局も関与し、どのような方向性で具体的に何を導き出したらよいか等助言をすることができる。

（はしもとみゆき 大原社会問題研究所兼任研究員）